

催 し 名	月 日	時 間	注 意 事 項 な ど
すくすく赤ちゃん (育 児 教 室)	6月7日(火)	受け付け 13時～13時20分 整理券配布 12時30分～	乳児の発達観察、身長・体重測定、 育児・ブックスタートの話など 対象 =平成28年1月生まれ ※出席できない人は連絡してください。
1歳6カ月児健康診査 (1歳6カ月～2歳未満)	6月28日(火)	受け付け 13時～13時30分 整理券配布 12時30分～	転入された人で、 前住所地で育児教室、健診を受けていない人は、保健センターに連絡してください。
	7月5日(火)		
3 歳 児 健 康 診 査 (3歳～4歳未満)	6月8日(水)	受け付け 13時～13時45分 整理券配布 12時30分～	対象 =平成25年2月16日～3月31日生まれ
	8月23日(火)		対象 =平成25年4月1日～5月15日生まれ
ひまわり栄養相談 (個 別 栄 養 相 談)	月～金曜日 (祝日除く)	9時～16時	管理栄養士が食生活についてのアドバイスを行っています。(電話可) 申し込み =事前に電話で保健センターへ
健 康 相 談 室	毎週月曜日 (6月20日を 除く)	9時～11時	保健師・栄養士による身体計測、尿検査、血圧測定、育児相談、離乳食相談、健康相談など 対象 =赤ちゃんから高齢者まで 持参物 =母子健康手帳または健康手帳
こころの相談室 (精神保健福祉相談)	6月15日(水)	13時30分～ 15時30分	精神科医師による心の不安、思春期の悩み、アルコール依存などの相談 対象 =本人または家族など 申し込み =6月8日(水)までに電話で保健センターへ
ど ん ぐ り 相 談 (子 育 て 相 談)	6月24日(金)	9時～12時	お子さんの成長・発達について専門医がアドバイスします。 ことばの発達や落ちつきがないなどご相談ください。 医師 =柏学園 白井 賢氏 申し込み =6月17日(金)までに電話で保健センターへ
パパママスクール	7月6日(水)	9時30分～12時	食を選んで健康家族(管理栄養士) 食事栄養について※試食あり 助産師さんに聞いてみよう(助産師) 母乳育児・乳房ケア 対象 =妊婦(妊娠16週以降)とパートナー ※一人での参加も可 定員 =15組 持参物 =母子健康手帳 申し込み =電話で保健センターへ
	7月10日(日)		赤ちゃんのおふろ 沐浴、パパ妊婦ジャケット体験など

場所=保健センター

駐車場=旧千葉家駐車場を利用してください。(セブンイレブン海田中店の隣にあります)

精神障害者家族会 さくらの会

精神障害者の家族の方を対象に、「さくらの会」を開催しています。精神障害者の家族が集まり、日々の悩みや喜びなどを語り合う場です。さくらの会に興味のある方ぜひご参加ください。

日時◆6月20日(月)
13時30分～

場所◆海田町保健センター
※参加希望者は保健センターまで連絡してください。

平成28年度検便（大腸がん検診）の窓口受付を開始しました

食生活の欧米化にともない、大腸がんが増えていきます。大腸がんは便の中に血が混じることで発見できますが、通常、肉眼では見えず、自覚症状もないので、年に一回は必ず調べましょう。

- 検便の容器を保健センターでお渡ししています。
- 便は2日分とります。1日目の採取日を含めて4日以内に提出してください。
- 採取した便は保健センターに提出してください。

提出日	月～木曜日 8時30分～17時 ※金・土・日曜日、祝日を除く。
第1期の受付	8月4日(木)まで
検査料	300円 ※住民税非課税世帯の人は無料。(事前に保健センターで「免除証明書」の交付が必要)
結果について	提出後、約3週間で郵送します。

※第2期は10月3日(月)～12月1日(木)、
第3期は1月4日(水)～2月23日(木)です

海田町の下記の各種がん検診(集団健診)においても大腸がん検診が受けられます。

実施日	検診会場
9月16日(金) 17日(土)	海田公民館
9月18日(日)	ひまわりプラザ
10月18日(火) 19日(水)	海田東公民館

胃・肺・乳・子宮頸・大腸・前立腺がん検診が受けられます。

申し込み方法などは広報5月号と一緒に配布した「健診のしおり」を参照してください。



INFORMATION

お知らせ

所得の申告をお願いします

問 税 務 課
☎82319204
☎82319627

国民健康保険の加入者、またはその世帯主の前年所得が不明の場合、世帯主へ「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。**調査票が届いた人は6月末までに必ず申告をお願いします。**

※世帯主本人が国民健康保険に加入していても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

※無収入の人や税法上の被扶養者であっても申告は必要です。

○**所得のない人**(給与・アルバイト収入が年間65万円以下の人を含む)は、同封の調査票に記入・押印のうえ、返送してください。

○**所得のある人**(給与・アルバイト収入が年間65万円を超える人)は、次のものを持って税務課窓口で申告してください。

- ・印鑑
- ・平成27年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)
- ・社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書。申告がない場合は、保険税の軽減

対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、多額の医療費を支払ったときに支給される高額療養費についても、上位所得者と判定され支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告してください。

事業主(給与支払者・従業員(納税義務者)の皆さんへ個人住民税(町・県民税)は特別徴収で納めましょう

問 税務課収税対策室
☎82319226
☎82319627

県と県内すべての市町では、個人住民税特別徴収の適正化に取り組んでいます。

●**特別徴収とは**

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって町へ納入する制度です。事業主には特別徴収義務者として、原則すべての従業員(パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含む)について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

事業主には所得税のように税額計算や年末調整をする手間はかかりません。町が税額計算を行い、事業主にに対し、従業員ごとの税額をあらかじめ通知します。

●**従業員のメリット**

・金融機関に向向いて納税する手間

が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。

・特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収(個人での納付)に比べて1回あたりの負担が少なくて済みます。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

**問 広島法務局
人 権 擁 護 部**
☎22815790

法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待、インターネットによるプライバシー侵害など、子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題の解決を支援するため、専用電話相談「子どもの人権110番」を常時開設しています。

6月27日(月)から7月3日(日)までの間を、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、同週間中は、受付時間を延長して電話相談を受け付けます。子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

■**子どもの人権110番**
012010071110

■**相談時間**
8時30分～19時(月～金曜日)
10時～17時(土・日曜日)



平成二十八年度慰霊巡拝

**問 広島県健康福祉局
社 会 援 護 課**
☎51313036

厚生労働省では、政府派遣団の一員として、慰霊巡拝に参加する遺族代表を募集しています。

慰霊巡拝戦域❖硫黄島、ハバロフスク地方、イルクーツク、ソロモン諸島、ミャンマー、パラオなど12地域
実施予定時期❖8月から来年2月
遺族代表の選考基準❖

○慰霊参拝を行う戦域における戦没者の遺族であること

○健康状態が良好で年齢が80歳以下の人

申し込み❖

内申書、戦没者の遺族であることを証明する書類(除籍謄本など)を提出してください。後日、選考結果が通知されます。

海田町議会の開会

6月の定例議会は、6日(月)9時から、議場(役場3階)で開会予定です。

**「ひろしま環境の日」
(毎月第1土曜日)**
**一斉に取り組む
実践行動**

6月4日(土)
**買い物にはマイバッグを持参しよう！
～6月は環境月間！～**